3　研究開発法人及び国立大学法人等（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次条において同じ。）は、前項に規定する支援を行うに当たっては、成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認める場合には、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めること等の措置をとることができる。

（研究開発法人及び国立大学法人等による株式又は新株予約権の取得及び保有）

第三十四条の五　研究開発法人及び国立大学法人等は、成果活用事業者に対し前条第三項の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2　研究開発法人及び国立大学法人等は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。

（研究開発法人による出資等の業務）

第三十四条の六　研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一　その研究開発法人の研究開発に係る成果活用事業者

二　前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、その研究開発等の進展に資するもの（以下この号において「資金供給等事業」という。）を行う者（資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。）

三　その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転、当該研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

2　前項に規定する研究開発法人は、同項第二号又は第三号の者に対する出資を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3　主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（地方創生への貢献）

第三十四条の七　国及び地方公共団体は、各地域における自然的、経済的及び社会的な特性を最大限に生かした科学技術・イノベーション創出の活性化及び研究開発の成果による新たな産業の創出を通じて個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会が実現されるよう、産学官連携の促進、地域における研究開発等の推進、新たな事業の創出その他の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項の規定による支援を行うに当たっては、各地域における主体的な取組が促進されるよう配慮するものとする。

第四十七条に見出しとして「（内外の動向等の調査研究等）」を付し、第六章中同条の次に次の一条を加える。

（客観的な根拠となる情報の活用による科学技術・イノベーション政策の推進）

第四十七条の二　総合科学技術・イノベーション会議は、科学技術・イノベーション創出の活性化に係る政策の効果的な推進に資するよう、その所掌事務を遂行するに当たっては、調査審議等の対象となる事項の特性を踏まえ、科学技術・イノベーション創出の活性化に係る各種の情報及びその分析の結果その他の客観的な根拠となる情報の積極的な活用を図るものとする。

2　関係行政機関、研究開発法人及び大学等は、総合科学技術・イノベーション会議の行う科学技術・イノベーション創出の活性化に係る情報の収集及び分析について、情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

第四十八条第一項中「（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「同法第一条第一項に規定する個別法に基づき、主務大臣が研究開発法人に対し、」を「個別法に基づき研究開発法人に対し」に改める。

第八章を次のように改める。

第八章　更なる科学技術・イノベーション創出の活性化に向けた検討

（人文科学を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化に関する検討）

第四十九条　政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国立大学法人に係る改革に関する検討）

第五十条　政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化において、国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が果たす役割の重要性に鑑み、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性を尊重しつつ、国立大学法人に係る改革に関し、科学技術・イノベーション創出の活性化の観点から、経営的視点に基づきマネージメントを行う能力の向上、産学官連携の推進並びに若年者である研究者の雇用の安定及び研究開発等に係る環境の整備を図るため、民間資金の受入れの拡大、人事及び給与の在り方の見直し並びに評価の活用等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（著作物その他の知的財産の利用及び活用に関する検討）

第五十一条　政府は、著作物その他の知的財産の利用及び活用を促進し、その創造と利用及び活用の好循環を実現することが科学技術・イノベーション創出の活性化にとって極めて重要であることに鑑み、著作物その他の知的財産の利用及び活用を図るための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　前項の検討を行うに当たっては、権利者の利益を不当に侵害しないよう留意するものとする。

（公募型研究開発に係る資源配分の在り方等に関する検討）

第五十二条　政府は、前三条に定めるもののほか、公募型研究開発等の特性に応じた効果的な資源の配分の在り方その他の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する方策について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

本則に次の一章を加える。

第九章　罰則

第五十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究開発法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第二十七条の二第三項において準用する独立行政法人通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

二　第三十四条の六第二項の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二十七条の二関係）

一　国立研究開発法人日本医療研究開発機構
二　国立研究開発法人科学技術振興機構
三　独立行政法人日本学術振興会
四　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
五　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第三十四条の六関係）

一　国立研究開発法人情報通信研究機構
二　国立研究開発法人物質・材料研究機構
三　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
四　国立研究開発法人科学技術振興機構